有機加工食品の日本農林規格

全部改正 平成17年10月27日農林水産省告示第1606号一部改正 平成18年 2月28日農林水産省告示第 210号一部改正 平成18年10月27日農林水産省告示第1464号一部改正 平成24年 3月28日農林水産省告示第 834号一部改正 平成27年3月27日農林水産省告示第 714号一部改正 平成28年2月24日農林水産省告示第 489号最終改正 平成29年3月27日農林水産省告示第 444号

(目的)

- 第1条 この規格は、有機加工食品の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 (有機加工食品の生産の原則)
- 第2条 有機加工食品は、原材料である有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号)第3条に規定する有機農産物(以下「有機農産物」という。)及び有機畜産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1608号)第3条に規定する有機畜産物(以下「有機畜産物」という。)の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとする。 (定義)

第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用語	定
有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料(食塩及び水を除
	く。)及び添加物(加工助剤を除く。)の重量に占める農産物(有機農産物を
	除く。)、畜産物(有機畜産物を除く。)、水産物及びこれらの加工品並びに
	添加物(有機加工食品として格付された一般飲食物添加物(一般に食品と
	して飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいう。
	以下同じ。)及び加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下であるものをい
	う。
有機農産物加工	有機加工食品のうち、原材料(食塩及び水を除く。)及び添加物(加工助剤
食品	を除く。)の重量に占める農産物(有機農産物を除く。)、畜産物、水産物及
	びこれらの加工品並びに添加物(有機加工食品として格付された一般飲食
	物添加物及び加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下であるものをい
	う。
有機畜産物加工	有機加工食品のうち、原材料(食塩及び水を除く。)及び添加物(加工助剤
食品	を除く。)の重量に占める農産物、畜産物(有機畜産物を除く。)、水産物及
	びこれらの加工品並びに添加物(有機加工食品として格付された一般飲食
	物添加物及び加工助剤を除く。)の重量の割合が5%以下であるものをい
t the start to	j.
有機農畜産物加	有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外
工食品	のものをいう。
化 学 的 処 理	次のいずれかに該当することをいう。
	1 化学的手段(燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。)
	によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。
	2 化学的手段により得られた物質を添加すること(最終的な製品に当該
√Π +Δ ≥ Το ΝΙ Λ +++	物質を含有しない場合を含む。)。
組換えDNA技	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせ
術	た組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させ
	る技術をいう。

転換期間中有機 有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場の項基準の欄2に規定する転換 農産物 期間中のほ場において生産された農産物をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事項 基 準原材料及び添加 次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、2又は4に掲物 (加工助剤を ものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜食む。) 又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。			
物(加工助剤を ものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜			
	げる		
今は。) フル右郷加丁舎只の入手が日離わ担合に限る	産物		
白 い。/ - 人は午饭川上良吅ツ八十川四無は勿口に収る。	又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。		
1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付され	てい		
るもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者に	より		
生産され、農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175			
第14条又は第19条の3の規定により格付されたものにあってはこ			
りでない。	/		
(1) 有機農産物			
(2) 有機加工食品			
(3) 有機畜産物			
2 1以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。			
(1) 原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種	類の		
農畜産物			
(2) 放射線照射が行われたもの			
(3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの			
3 水産物(放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用	ハて		
生産されたものを除く。)			
4 農畜水産物の加工品(1に掲げるもの(2)に掲げるものに限る。	,),		
原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放	射線		
照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたも	のを		
除く。)	. •		
5 食塩			
6 水			
7 別表1の添加物(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除	>		
以下同じ。)	` 0		
	トル		
の使用割合 るこの表原材料及び添加物(加工助剤を含む。)の項基準の欄2、3、			
び7 (有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤	ど际		
く。)に掲げるものの重量の割合が5%以下であること。	> =		
製造、加工、包 1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法(組換			
装、保管その他 NA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ			
の工程に係る管 によることとし、添加物を使用する場合は、必要最小限度とするこ	_ 0		
理 2 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品及び有機畜			
は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理を行	うこ		
と。			
3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によ	るこ		
と。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては	効果		
Co icic of McTeassist Man Galan Olombassist Dassisted of Cast	を原		
が不十分な場合には、別表2の薬剤並びに食品及び添加物(これら			
	•		
が不十分な場合には、別表2の薬剤並びに食品及び添加物(これら	目的		
が不十分な場合には、別表2の薬剤並びに食品及び添加物 (これら 材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する	目的		
が不十分な場合には、別表2の薬剤並びに食品及び添加物 (これら 材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する で使用するものを除く。) に限り使用することができる。この場合	目的 にお		

掲げられていない薬剤を使用することができる。この場合においては、 有機加工食品の製造開始前に、これらの薬剤を除去すること。

- 5 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。
- 6 この表原材料及び添加物(加工助剤を含む。)の項の基準及びこの項 1から5までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された食品が農 薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行 うこと。

(有機加工食品の表示)

第5条 食品表示基準 (平成27年内閣府令第10号) の規定に従うほか、有機加工食品の名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

材料名の表示は、次	に規定する方法により行うものとする。		
区 分	基		
名称の表示	1 次の例のいずれかにより記載すること。		
	(1) 「有機〇〇」又は「〇〇(有機)」		
	(2) 「オーガニック○○」又は「○○ (オーガニック)」		
	(注)「○○」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。		
	だし、有機農畜産物加工食品のうち、「○○」に記載する一般的な		
	名称が有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについ		
	ては、名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、有		
	機農産物加工食品でないことが分かるように記載すること。		
	2 1の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若し		
	くは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の例のい		
	ずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。		
	ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対		
	照的な色で、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する14ポイントの活字		
	以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、		
	この限りでない。		
原材料名の表示	1 使用した原材料のうち、有機農産物(転換期間中有機農産物を除く。)、		
	有機加工食品(転換期間中有機農産物を原材料としたものを除く。)又		
	は有機畜産物にあっては、その一般的な名称に「有機」等の文字を記		
	載すること。		
	2 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材		
	料として使用したものにあっては、1の基準により記載する原材料名の		
	前又は後に「転換期間中」と記載すること。ただし、商品名の表示され		
	ている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格		
	Z8305 (1962) に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれ		
	た活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。		

別表 1 添加物

121	DW/11/57		
INS	添 加 物	基	準
番号			
330	クエン酸	pH調整剤として使用するもの又は野	菜の加工品若しくは果実の加工品に使
		用する場合に限ること。	
331 🗓	クエン酸ナ	ソーセージ、卵白の低温殺菌又は乳	製品に使用する場合に限ること。
	トリウム		
296	DL-リン	農産物の加工品に使用する場合に限	ること。
	ゴ酸		
270	乳 酸	野菜若しくは米の加工品に使用する	場合、ソーセージのケーシングに使用
		する場合、凝固剤として乳製品に使	[用する場合又はpH調整剤としてチーズ
		の塩漬に使用する場合に限ること。	

300	L―アスコ	農産物の加工品に使用する場合に限ること。	
000	ルビン酸	MENONAL PROPERTY OF THE PROPER	
301	L-アスコ	食肉の加工品に使用する場合に限ること。	
	ルビン酸ナ		
	トリウム		
	タンニン	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。	
510	(抽出物)	15周书型11 1 2 B 地址 《 集114 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	
513	硫酸	pH調整剤として砂糖類の製造における抽出水のpH調整に使用する場合に限	
500 i	炭酸ナトリ	ること。 菓子類、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類又は中和剤として乳製品に使	
3001		果 1 規、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類又は干和剤として乳製品に使用する場合に限ること。	
500 ï	炭酸水素ナ	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類、飲料、野菜の加工品、果実	
0001	トリウム	の加工品又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。	
501 i	炭酸カリウ	果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類の加工品、砂糖類、豆類の調	
	4	製品、麺・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。	
170 i	炭酸カルシ	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するもの(着色	
	ウム	料としての使用は除く。)又は凝固剤としてチーズ製造に使用するものに限	
		ること。	
503 i	炭酸アンモ	農産物の加工品に使用する場合に限ること。	
F00"	ニウム	曲文集の地でロングには入りを招える。	
503 ï	炭酸水素ア	農産物の加工品に使用する場合に限ること。	
504 i	ンモニウム 炭酸マグネ	農産物の加工品に使用する場合に限ること。	
3041	シウム	展座物の加工品に使用する物質に限ること。	
508	塩化カリウ	野菜の加工品、果実の加工品、食肉の加工品、調味料又はスープに使用す	
	ム	る場合に限ること。	
509	塩化カルシ	農産物の加工品の凝固剤及びチーズ製造の凝固剤として使用する場合又は	
	ウム	食用油脂、野菜の加工品、果実の加工品、豆類の調製品、乳製品若しくは	
		食肉の加工品に使用する場合に限ること。	
511	塩化マグネ	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する	
	シウム	場合に限ること。	
	粗製海水塩	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する	
	化マグネシ ウム	場合に限ること。	
524	水酸化ナト	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合又は穀類の加工品に使用する	
024	リウム	場合に限ること。	
525	水酸化カリ	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。	
	ウム		
526	水酸化カル	農産物の加工品に使用する場合に限ること。	
	シウム		
334	L—酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。	
335 ï	L一酒石酸 ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。	
336 i	L一酒石酸	 穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。	
	水素カリウ	2007 PRO 11-01-01-01-01-01-01-01-01-01-01-01-01-0	
	<u>ل</u>		
341 i	リン酸二水	膨張剤として粉類に使用する場合に限ること。	
	素カルシウ		
	4		

516	硫酸カルシウム	凝固剤として使用する場合又は菓子類、豆類の調製品若しくはパン酵母に 使用する場合に限ること。
400	アルギン酸	
401	アルギン酸 ナトリウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
407	カラギナン	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するものに限る こと。
410	カロブビー ンガム	
412	グアーガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、缶詰肉又は卵製品に 使用するものに限ること。
413	トラガントガム	K/II / O O O CEIM O C C O
414	アラビアガム	乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
415	キサンタンガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用する ものに限ること。
416	カラヤガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用する
	カゼイン	ものに限ること。 農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	ゼラチン	The first of the control of the cont
440	ペクチン	A COLUMN TO THE POST OF THE PO
110		こと。
	エタノール	ここ。 畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するもの
		に限ること。
307b	ミックスト	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するもの
	コフェロー	に限ること。
	ル	
322	レシチン	
	(植物レシ	
	チン、卵黄	ングに使用するものに限ること。
	レシチン、	
	分別レシチ	
	ン、ヒマワ	
	リレシチ	
	ン)	
553 <u>ii</u>		農産物の加工品に使用する場合に限ること。
558	ベントナイト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
559		農産物の加工品に使用する場合に限ること。
		農産物の加工品に使用する場合に限ること。
		農産物の加工品に使用する場合に限ること。
551	二酸化ケイ	
	素	
	活 性 炭	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
901	ミツロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
903	カルナウバ ロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学
	木 灰	エスかけの東スはロナリベスモとロットへっまり スがが見に叫かりつけびかりに土

		工品、和生菓子、ピータン若しくはこんにゃくに使用する場合又は山菜類
		のあく抜きに使用する場合に限ること。
	香 料	化学的に合成されたものでないこと。
941	室 素	
948	酸素	
290	二酸化炭素	
	酵 素	
	一般飲食物	
	添加物	
	次亜塩素酸	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
	ナトリウム	
	次亜塩素酸	農産物の加工品に使用する場合(食塩水(99%以上の塩化ナトリウムを含
	水	有する食塩を使用したものに限る。)を電気分解して得られた次亜塩素酸
		水を使用する場合に限る。)又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若し
		くは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
297	フマル酸	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
365	フマル酸一	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
	ナトリウム	
	オゾン	農産物の加工品に使用する場合又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒
		若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
460 ii	粉末セルロ	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	ース	

(注) INS番号:食品添加物の国際番号付与システムにより付与された添加物の番号 別表 2 薬剤

基	準
共力剤としてピペロニルブトキサイドを含	含まないものに限ること。また、
農産物に対して病害虫を防除する目的で係	吏用する場合を除く。
農産物に対して病害虫を防除する目的で係	 使用する場合を除く。
農産物に対して病害虫を防除する目的で係	 吏用する場合を除く。
農産物に対して病害虫を防除する目的で係	 吏用する場合を除く。
容器に入れて使用する場合に限ること。ま	また、農産物に対して病害虫を防
除する目的で使用する場合を除く。	
昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効	が成分とする薬剤に限ること。ま
た、農産物に対して病害虫を防除する目的	りで使用する場合を除く。
忌避剤として使用する場合に限ること。ま	また、農産物に対して病害虫を防
除する目的で使用する場合を除く。	
忌避剤として使用する場合に限ること。ま	また、農産物に対して病害虫を防
除する目的で使用する場合を除く。	
忌避剤として使用する場合に限ること。ま	きた、農産物に対して病害虫を防
除する目的で使用する場合を除く。	
	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含 農産物に対して病害虫を防除する目的で係 農産物に対して病害虫を防除する目的で係 農産物に対して病害虫を防除する目的で係 農産物に対して病害虫を防除する目的で係 容器に入れて使用する場合に限ること。 昆虫のフェロモン作用を有する物質を有好 た、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 忌避剤として使用する場合を除く。 忌避剤として使用する場合を除く。 忌避剤として使用する場合を除く。 忌避剤として使用する場合を除く。 忌避剤として使用する場合と、ここと。

(注)薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

最終改正の改正文(平成29年3月27日農林水産省告示第444号)抄 平成29年4月26日から施行する。